

臨時総会議案書

定時総会開催日に関する会則改正について

令和8年2月15日
むさしの学園同窓会
会長 圓谷洋一

1. 臨時総会開催の前提

むさしの学園同窓会会則第4章第10条第2項（会長が必要と認める時、または5名以上の常任監事から請求がある時は、臨時総会を開催する）に基づき、令和8年2月28日に臨時総会をむさしの学園小学校学園内にて開催します。

2. 議案の趣旨

同窓生の交流促進と同窓会への関心向上を目的として、下記のとおり会則の一部改正を提案し、臨時総会においてご承認をお願いするものです。

3. 改正内容

項目	現行	改正案
第4章第10条第2項	本会の定時総会は、毎年5月最終日曜日に開催するものとする	本会の定時総会は、会計年度終了後90日以内に開催するものとする

4. 改正理由

本同窓会では、今後毎年、総会（定時総会）と同日に同窓生向けのイベントを開催することを予定しています。これに伴い、より多くの同窓生がイベントに参加しやすい日程を柔軟に設定できることが望ましいと判断しました。

なお、総会の開催時期は、第5章第16条（本会の決算は、会計年度終了後90日以内に作成し、総会の承認を得るものとする）に基づき「会計年度終了後90日以内」とします。

5. 施行日

本改正は、令和8年3月1日より施行するものとします。

6. 決議事項

上記の通り、むさしの学園同窓会会則の一部改正について承認を求める。